

横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則の一部改正の概要

1 趣旨

児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入居世帯の経済的な負担軽減を目的に交付している特別乗車券で、地域公共交通を利用できるようにするため、横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則の一部を改正します。

2 改正の概要

改正項目	規則	改正の概要
地域公共交通への適用	第2条の3	乗車券を提示することにより利用することができる事業者の範囲に、地域公共交通を運行する事業者を加えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定による届出をした者又は同法第21条第2号の許可を受けた者を追加で規定します。
	第6条	区域運行にも拡大するため、「区域」を追加します。 また、第2条の3第12号に掲げる者が運行する一般乗合自動車の区間又は区域は横浜市地域公共交通会議で同意されたものとする規定を追加します。

3 施行予定

令和7年10月1日